

貨物輸出許可申請書

申請 No. \_\_\_\_\_

申請者	輸出管理統括責任者、部局輸出管理責任者 殿 別紙に記載する取引について、許可を申請します。 平成 年 月 日 所属/職名： / 氏名： ⑩		
	連絡先	TEL：	メール：
	輸出貨物	品目名※2： 製造者※3： 製品名・型式※4： 製造番号： 数量：	
	仕向地（国名）		
	相手先機関名		
	発送予定日	平成 年 月 日	
部局輸出管理部署	決裁欄	部局輸出管理責任者	部局輸出管理部署 起案者
	審査結果	起案日：平成 年 月 日 決裁日：平成 年 月 日 輸出管理統括責任者 殿 次のとおりに審査結果を報告します。 <input type="checkbox"/> 申請書ならびに別紙の記載内容は適正であり、上記取引の許可は妥当である。 <input type="checkbox"/> 上記取引の許可は妥当でない。 所見： 平成 年 月 日 部局輸出管理責任者 職名： 氏名： (公印省略)	
輸出管理統括部署	決裁欄	輸出管理統括責任者	輸出管理統括部署 起案者
	審査結果	起案日：平成 年 月 日 決裁日：平成 年 月 日 申請者、部局輸出管理責任者 殿 次のとおりに審査結果を通知します。 <input type="checkbox"/> 申請書ならびに別紙の記載内容を承認し、上記取引を許可する。 <input type="checkbox"/> 上記取引を許可しない。 所見： 平成 年 月 日 輸出管理統括責任者 九州大学理事 (公印省略)	

# 別紙

申請 No. \_\_\_\_\_

(部局輸出管理部署記入欄)

部分品の申請 (本体申請 No. \_\_\_\_\_) ※1

## Step1. 対 象 貨 物

品目名※2	
製造者※3	
製品名・ 型式※4	
製造番号	
数量	
原産国	

※1 本申請が本体以外の部分品の申請の場合にチェックを入れ、本体の申請 No. を記入する。部分品とは、付属品、外付けユニットのことをいい、本体にラック・マウントされている等により、簡単に分離できるものをいう。

※2 一般名称（例：パソコン、カメラ、計測機器等）を記入。

※3 自作の場合は「自作」と記入し、作成者の氏名を記入する。

※4 貨物の製品名・型式等が分かるカタログ、パンフレット、仕様書、HP 等貨物の概要が分かるものをエビデンスとして添付する。

Step1. の証憑として以下の書類も合わせて提出願います（複製可）

1. 製品名・型式の掲載があるカタログ、パンフレット、仕様書、HP 等

Step2. 該 非 判 定		
判定者※5	第一判定※6	第二判定※7
<input type="checkbox"/> 製造者 <input type="checkbox"/> 申請者	<input type="checkbox"/> 掲載あり： [ 項( ) ] <input type="checkbox"/> 掲載なし → 第二判定不要	<input type="checkbox"/> 該当：[第 条 項 号 ] <input type="checkbox"/> 非該当
<input type="checkbox"/> 製造者 <input type="checkbox"/> 申請者	<input type="checkbox"/> 掲載あり： [ 項( ) ] <input type="checkbox"/> 掲載なし → 第二判定不要	<input type="checkbox"/> 該当：[第 条 項 号 ] <input type="checkbox"/> 非該当
<input type="checkbox"/> 製造者 <input type="checkbox"/> 申請者	<input type="checkbox"/> 掲載あり： [ 項( ) ] <input type="checkbox"/> 掲載なし → 第二判定不要	<input type="checkbox"/> 該当：[第 条 項 号 ] <input type="checkbox"/> 非該当

※5 製造者等第三者からの該非判定書がある場合は「製造者」を、自作の場合は「申請者」を選択する。

※6 当該貨物がリスト(輸出貿易管理令別表第1の1から15項)に掲載されていれば「掲載あり」を、なければ「掲載なし」を選択する。「掲載あり」を選択した場合は項番を記入し、第二判定へ進む。「掲載なし」を選択した場合は第二判定は不要。複数項番にあたる場合は複数欄使用し記入する。

※7 貨物等省令を確認し、該当項番があれば「該当」を、なければ「非該当」を選択する。判定者が申請者の場合は項目別対比表を使用する。詳細は以下リンク内の“参考資料”の“項目別対比表 (CISTEC)”を参照する。

<http://www.cistec.or.jp/>

Step2. の証憑として以下の書類も合わせて提出願います (複製可)

- 判定者が「製造者」で第一判定が「掲載なし」もしくは第二判定が「非該当」の場合
  - ・ 製造者からの該非判定書
- 判定者が「申請者」で第一判定が「掲載なし」もしくは第二判定が「非該当」の場合
  - ・ 申請者作成の項目別対比表
  - ・ 貨物のスペックがわかるもの (該非判定時に使用した設計図、仕様書等)
- 判定者が「製造者」で第二判定が「該当」の場合
  - ・ 製造者からの該非判定書
  - ・ 該当内容報告書
- 判定者が「申請者」で第二判定が「該当」の場合
  - ・ 申請者作成の項目別対比表
  - ・ 貨物のスペックがわかるもの (該非判定時に使用した設計図、仕様書等)
  - ・ 該当内容報告書

## Step3. 相手先確認

仕向地（国名）			
・非ホワイト国※8の場合は『大量破壊兵器キャッチオール規制に係る用途チェックリスト』を添付する ・国連武器禁輸国※9の場合は『通常兵器補完規制に係る用途チェックリスト』も添付する			
荷受責任者※10			
機関名※11			
外国ユーザーリスト※12へ掲載の有無	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> ホワイト国につき確認不要
所在地※13			
当該貨物が第三者へ転送される予定がある <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 不明 （「はい」の場合：最終相手先名称を記入下さい）			

※8 非ホワイト国とは、以下のホワイト国以外の国をいう。

ホワイト国（輸出令別表第3の地域）：アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国の27カ国をいう。

※9 国連武器禁輸国（輸出令別表第3の2の地域）とは、アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エリトリア、イラク、レバノン、リベリア、北朝鮮、シエラレオネ、ソマリア、スーダンの11カ国をいう。



※10 個人名が不明の場合は「不明」と記入する。

※11 荷受責任者の所属機関名（企業名、大学名等）を正式名称で省略せずに記入する。当該機関の概要が掲載されたパンフレット、HP等をエビデンスとして添付する。

※12 外国ユーザーリストとは：経済産業省が輸出貿易管理令に基づいて作成する、輸出貨物や技術が大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある外国の企業名、組織名を列記したリストをいう。<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/enduserlist.html>

※13 機関名の現住所を記入し、当該情報が掲載されたパンフレット、HP等をエビデンスとして添付する。

## Step3. の証憑として以下の書類も合わせて提出願います（複製可）

1. 非ホワイト国の場合  『大量破壊兵器キャッチオール規制に係る用途チェックリスト』
2. 国連武器禁輸国の場合  『通常兵器補完規制に係る用途チェックリスト』
3. 機関名および所在地の掲載があるパンフレット、HP等

## Step4. 用 途 確 認

使用目的※14	
契約書の有無※15	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

※14 当該貨物が相手先に渡った後、どのように使用する（される）のか記入する。

※15 契約書とは貨物の用途の内容のわかる内容を含む契約書を指し、共同研究契約書、受託研究契約書、有体物移転契約書（MTA）等をいう。「あり」を選択した場合、契約書の複写を添付する。「なし」を選択した場合、貨物の用途内容がわかる相手先とのメールでのやりとり等を添付する。

Step4. の証憑として以下の書類も合わせて提出願います（複製可）

- ・ 契約書「あり」の場合 ☞ 契約書（契約書名： \_\_\_\_\_ ）
- ・ 契約書「なし」の場合 ☞ Email 等用途内容がわかる相手先とのメールのやり取り等

## Step5. そ の 他 確 認

輸送方法	<input type="checkbox"/> 業者による輸送 <input type="checkbox"/> 申請者による持ち出し <input type="checkbox"/> その他渡航者による持ち出し
発送予定日※16	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
返却方法	<input type="checkbox"/> 現地からの輸送 <input type="checkbox"/> 申請者による持ち出し <input type="checkbox"/> その他渡航者による持ち帰り <input type="checkbox"/> 返却予定なし
返却予定日※16	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※16 当該貨物の発送日（もしくは返却日）を記入する。予定を記入の場合は、年月日を記入し、最後に（予定）と記入する。

## ■ 当該貨物に付随する技術の提供に係る確認欄＜確認必須＞ ■

当該貨物が『該当品※17』の場合で、	
使用※18・設計※19・製造※20の技術の提供がある場合	☞ 技術提供許可申請書（貨物の輸出に付随する）を提出
当該貨物が『非該当品※21』の場合で、	
使用※18の技術の提供がある場合	☞ 学内申請不要
設計※19・製造※20の技術の提供がある場合	☞ 技術提供許可申請書（貨物の輸出に付随する）を提出

※17 本申請用紙の Step2. 該非判定の第二判定が“該当”となっている場合をいう。

※18 操作、据付（現地据付を含む。）、保守（点検）、修理、オーバーホール、分解修理等の設計、製造以外の段階をいう。

※19 設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプ製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト等の一連の製造過程の前段階のすべての段階をいう。

※20 建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立て（アセンブリ）、検査、試験、品質保証等のすべての製造工程をいう。

※21 本申請用紙の Step2. 該非判定の第一判定が“掲載なし”もしくは第二判定が“非該当”になっている場合をいう。

★ 上欄確認後、いずれかにチェックをして下さい。

<input type="checkbox"/> 当該貨物の輸出に係る使用・設計・製造のいずれの技術の提供もありません。
<input type="checkbox"/> 非該当品の使用の技術の提供がありますが、学内申請不要です。
<input type="checkbox"/> 技術提供許可申請書を申請いたします。